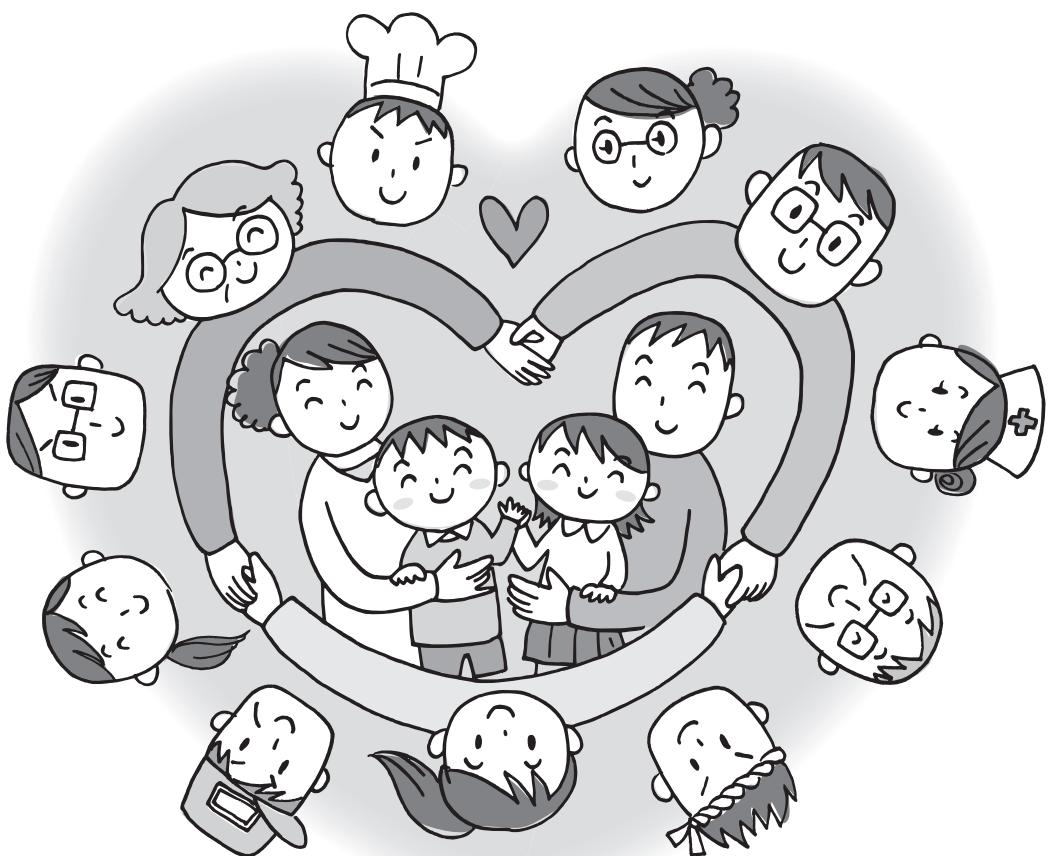


# みんなで守ろう！子どもの笑顔 みんなで支えよう！地域で子育て

## 子ども虐待防止 サポーター養成研修テキスト



### 子どもを虐待から守るための5か条

①

「おかしい」と  
感じたら  
迷わず連絡  
してください

②

「しつけの  
つもり…」は言い訳  
(子どもの立場に  
立って判断しましょう)

③

ひとりで  
抱え込まない  
(あなたに  
できることから)  
即実行しましょう

④

親の立場より  
子どもの立場  
(子どもの命を)  
最優先しましょう

⑤

虐待は  
あなたの  
まわりでも  
起こりうる

## ②速やかな相談・通告は支援のはじまりです

### ■虐待が疑われる子どもに気づいたら、速やかに通告することが、児童虐待防止法に義務付けられています

#### ○要保護児童発見者の通告義務 [児童福祉法 第25条より]

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認める子どもを発見した者は、市町村または児童相談所に通告しなければならない

#### ○子ども虐待に係る通告 [児童虐待防止法 第6条第1項(抄)]

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

#### ○通告者の秘匿について [児童虐待防止法 第7条より]

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### ■速やかな相談・通告が子どもの安全確保につながります

虐待が疑われる状況に気づいたときは、地域の身近な相談窓口である「各福祉事務所内 地域こども相談センター」へ相談してください。ただし、休日夜間、子どもの生命、身体に危険が及ぶ可能性が高いとき、子どもが保護を求めているときなど緊急性が高いと感じられるときには、24時間対応体制の専門機関である「こども総合相談所（児童相談所）」に連絡してください。

また、子どもの生命、身体の安全を守るために一刻を争う場合には、警察に通報（110番通報）して、子どもの安全を確保することも必要です。

身近な支援



#### 各福祉事務所内 地域こども相談センター (相談受付時間:平日8時30分~17時15分)

- 北区中央地域こども相談センター TEL 086(803)1824  
北区北地域こども相談センター TEL 086(251)6521  
中区地域こども相談センター TEL 086(901)1234  
東区地域こども相談センター TEL 086(944)0131  
南区西地域こども相談センター TEL 086(281)9652  
南区南地域こども相談センター TEL 086(261)7127

緊急性・専門性の高い  
困難事例の支援



#### こども総合相談所(児童相談所) (虐待通告は休日・夜間も対応)

TEL 086(803)2525